



小樽育成院養老部に関する研究 戦中戦後の入院者の状況を中心に

著者	伊田 智恵美
雑誌名	明治学院大学社会学部附属研究所研究所年報 = Bulletin of Institute of Sociology and Social Work, Meiji Gakuin University
巻	45
ページ	91-99
発行年	2015-03-02
その他のタイトル	A Study of the Aged Division of the Otaru Ikuseiin: Focus on During World War II
URL	http://hdl.handle.net/10723/2379

小樽育成院養老部に関する研究 —戦中戦後の入院者の状況を中心に—

濱 田 智恵美

1. はじめに

「社会福祉法人小樽育成院」(以下、小樽育成院)が所在する小樽市は、明治初期より「石狩平野への玄関口」⁽¹⁾として札幌、函館とともに発展を遂げてきた。市内には日本銀行の支店もおかれ、漁業、鉱業をはじめとする産業、経済の要衝としての役目を果たしていた。と同時に、市内には社会事業にかかわる各種施設、機関が早くから設置されており、その中でも小樽育成院は小樽市周辺、ひいては道内においても社会事業の中心的役割を担っていた。

その歴史を遡ると、1898(明治31)年、中島武兵(以下、中島)が孤児3名を保護した「小樽孤児院」(以下、小樽孤児院)を発端とし、事業を引き継いだ興水伊代吉(初代理事長であり院主:以下、興水)は明治後期以降、精力的に小樽市及びその周辺地区の孤児の救済にあたった。その後、名称を「小樽育成院」と改称し、児童救済を行う「育児部」(以下、育児部)を中核とした事業展開を図りつつ、1927(昭和2)年、身寄りのない老衰者救済のための「養老部」(定員約60名)(以下、養老部)を併設することとなる。養老部を併設するに至る間、小樽育成院と改称された1910(明治43)年には、すでに老衰者4名が同施設に居住していたこと、さらには1915(大正4)年には小樽養老院の解散に伴い老人6名を臨時収容しており⁽²⁾、すでに児童と高齢者の混合収容がなされていたことか

ら、養老部併設の素地が早い時期から形成されていたといえよう。

しかしながら、児童及び老衰者救済の2本柱での小樽育成院の救済事業は、第二次世界大戦敗戦とともに終わりを告げることになる。1947(昭和22)年4月10日、50年間に渡り児童の救済を行ってきた育児部(定員80名)を廃止し、同年9月3日に旧生活保護法に基づく生活保護施設(養老)として認可され、高齢者のみを対象とした施設へと転換したのである。そしてその歴史を礎に、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、デイサービスセンターなどを擁する高齢者サービスの提供拠点として現在に至っている。

小樽育成院が施設機能の転換に至る過程は、まさに第二次世界大戦の歴史と重なる。1941(昭和16)年、初代院主である興水が死去した後の小樽育成院は、院長の度重なる交替と、戦時下及び敗戦後の混乱の中、老若男女を問わず、あらゆる生活困窮者を引き受けたことによる院内の混乱と荒廃が著しく、その運営は困難を極めた。この時期の小樽育成院の状況について、濱田⁽³⁾は育児部を中心とした検討を行った。本稿では、小樽育成院が改組する過程、特に第二次世界大戦中、及び敗戦直後の養老部の状況に視点をおき、改めて小樽育成院が社会事業施設として果たした役割を検討したい。

幸いに、小樽育成院には養老部のその当時の

状況をうかがい知る資料として、「養老部入院簿」及び「養老部退院者名簿」が残されており、主にこれらの資料を用いて分析を行うこととした。なお、これらの資料は、文部科学省の科学研究費・基盤研究 (B)「養老院・養老施設における処遇 (ケア) の特質に関する研究」(課題番号21330140: 研究代表者 本学教授 岡本多喜子)において収集された資料の一部であることを付記する。

2. 小樽育成院養老部の創設と歩み

小樽育成院養老部の歩みについて、『小樽育成院創立百周年記念誌 永遠に』(1998年、以下、百年誌)の記述を中心にたどってみる。

小樽育成院は、大正末期より臨時的に老衰孤独者を数名収容し、児童とともに救済保護を行ってきた経緯がある。養老部が創設された1927(昭和2)年当時の小樽市の様子を、百年誌では次のように記述している。『『旭日昇天繁栄の輝きに満つる』の勢いであり、雑貨商190店・海産商130店・汽船会社22社・銀行20行・倉庫250棟、その商圏は樺太・カムチャッカ・沿海州にも及び、昭和2年の入港ラッシュは6,064隻を数えた』(百年誌, 44頁)。この記述にみられるように、全国的な不況にも関わらず小樽市は繁栄の時期にあったが、養老部が創設された同

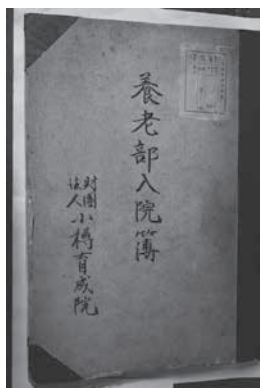
年には昭和大恐慌が始まり、その影響は徐々に小樽市にも及んでいったという。職を求める人々、様々な物資が流入する小樽市には、当然生活に困窮した人々も集まったであろうし、彼らを救済保護することは、小樽育成院にとって「時代の要請」⁽⁴⁾であったとしている。

その後養老部は、1936(昭和11)年に増築し定員を増やしたが、時代は第二次世界大戦へと向かっていた。そして第二次世界大戦終結後の1947(昭和22)年、それまで施設の中心をなしていた育児部を廃止し、旧生活保護法による保護施設(養老)としてあらたな歩みを始めたのである。以降、1952(昭和27)年、社会福祉法人に組織改編すると同時に、生活保護法に基づく生活保護施設(養老)となり、そして現在に至る。

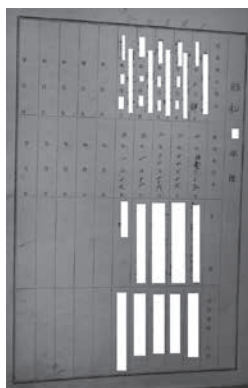
3. 資料からみる養老部の状況

先に述べたように、小樽育成院養老部に関わる資料として「養老部入院簿」及び「養老部退院者名簿」が残されており、これらからは養老部入院者の状況について、断片的ながら知ることができた。

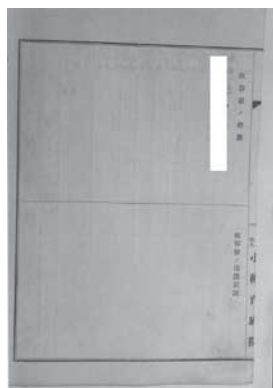
各資料の様式は下の通りである。「養老部入院簿」には入院者の氏名、生年月日、入院年、入院当時の住所が記録されている。また、「養老



養老部入院簿表紙



養老部入院簿様式



養老部退院者名簿様式

小樽育成院養老部に関する研究

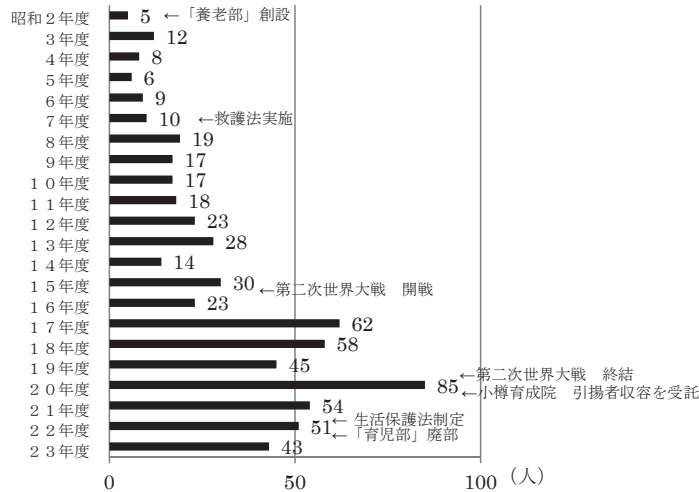


図1 小樽育成院養老部 新規入院者数の推移（昭和2～23年度）

部退院者名簿」には退院した年度ごとに、退院者の「身分帳」が綴られている。様式には氏名、生年月日、本籍、収容前の住所、職業、学歴、収容年月日、退院年月日、収容前の経歴、収容後の保護状況等が記録されている。

（1）「養老部入院簿」から

「養老部入院簿」（以下、入院簿）より、養老部創設から1948（昭和23）年度までの新規入院者数を算出したのが、図1である。

養老部が創設された1927（昭和2）年当初は、新規入院者は5名であった。しばらく横ばいを推移し、「救護法」の実施、養老部増設を経て20～30名程度の新規入院者を受け入れていた。しかし、第二次世界大戦開戦後は、その数を大幅に増加させ、開戦前の2～3倍の新規入院者を受け入れており、終結時に至っては85名を受け入れている。戦中、戦後を通し、養老部はその定員以上の人員を受け入れ、かつ、入院者が大変激しく入れ替わっていた状況が推察される。

（2）「養老部退院簿」から

①他施設や機関との関連

「養老部退院者名簿」（以下、退院簿）は、1942（昭和17）年度以降に退院した者について、個々の「身分帳」の綴りとして残されている資料である。「身分帳」には、今日のケース記録や処遇記録とは異なり、入院中にどのような状況であったのか、どのような処遇を受けたのかなどの記述はほとんど見られない。かろうじてどのような理由・経緯で入院し退院したのか、ごく簡素な記録にとどまる。さらに1942（昭和17）年度以前に退院した者の記録がなかったため、その分析は限られたものにならざるをえなかった。しかし、入院に至るまでの経過に関する記録では、他施設や機関を経由して入院に至ったケースが複数あることがわかった。さらに、入院簿の記述でも1940（昭和15）年以降、現住所や入院前の住所のわずかな欄に、施設や機関名がメモ書き程度に残されるようになったことから、入院に至るまでに、他施設や機関がどのようにかかわっていたのか、うかがい知ることができた。記録には、その具体的な名称として「小樽警察」「小樽病院」「小樽診療所」「小樽無

料宿泊所」などが記述されていたが、ここでは、記録中、施設や機関名及びその経緯に関する記述が比較的明瞭に残されていた事例を紹介する。なお、掲載した事例の記述は、筆者が記録内容を要約したものであり、事例中は年号表記とした。

◆警察署 (交番)

入院者が警察署を経由して入院に至るケースには、いくつかのパターンが見受けられた。1つは、入院者が放浪中、治安上の問題から警察官に取り調べを受けた際に困窮しているとみなされ、市役所に引き渡される場合である。2つめは、何等かの理由で困窮状態に陥り、本人自らが警察署に保護を申し出る場合である。

当時の警察署が、市民にとって困窮を訴える窓口として市民全般が認識していたかは定かではないが、当時の小樽警察署 (交番) が小樽駅前に立地したことがその理由の一つとして推察される。当時の小樽市は、鉄道や陸路により函館、札幌とつながっており、困窮した人々が大都市から流れ小樽市にたどり着いた際、駅前に立地する警察署に救護を求めたのではないかと推察される。さらに、小樽育成院は興水が死去した後、前警察署長が理事長を引き継いだ経緯があり、そのことも小樽育成院が警察署と強いつながりをもっていたことを想像させる。困窮を理由に市民が直接警察署を訪れ、警察署が救護のための橋渡しをする状況は、現代とは異なる様相である。

また、以下に取り上げた事例から、当時の養老部は20歳代をはじめとする、幅広い年齢層の困窮者を保護していた状況が判明した。

【事例 1】

男性 ■入院年：昭和18年 (当時 53歳)

■退院年：昭和18年

■入院前の住所：不定

東京より、兄を訪ねて小樽市にやってきたが、おらず、中風症によって歩行さえ困難となり、小樽駅前の交番に救護を求めたため入院となった。その後、兄 (樺太) に引き取られる。

【事例 2】

男性 ■入院年：昭和19年 (当時 35歳位)

■退院年：昭和19年 (死亡)

■入院前の住所：不詳

かねてから市内を徘徊していた。小樽駅待合所にいたがそこも追われ、ごみ箱をあさりながら餓えをしのいでいた。交番で取り調べをするが本人白痴 (記録の記述のまま) のため本人に関することは一切判明しなかった。これ以上放置することは治安上危険と判断され、小樽市役所を経由し入院に至る。

【事例 3】

男性 ■入院年：昭和19年 (当時 60歳)

■退院年：昭和20年 (死亡)

■入院前の住所：空欄

新潟県にて農漁業を営み、30歳のころ婿養子となった。しかし2年後に離別、北海道に渡り漁夫をしながら転々としていた。中風症にかかり労働不能となったため、釧路市の甥を頼ったが世話をしてくれず、函館に出たが仕事もできず、札幌でも同じ事であった。小樽にやってきたが、持病のため働くこともできず警察に救護を申し出た。市を経由して収容に至った。

◆無料宿泊所

小樽市内には、複数の無料宿泊施設や簡易宿泊施設が存在した。その中でも、記録中多く記述されていたのは「小樽無料宿泊所」であった。「小樽無料宿泊所」が設立された1919 (大正 8) 年当初は、小樽造船株式会社の人夫宿舍だった

が、不況により浮浪者が増加したことを受け、1921（大正10）年に無料宿泊所となった⁽⁵⁾。以降、寄付などを財源として運営を続けていた。

無料宿泊所を経由する入院者の多くは、困窮、疾病など生活上の困難を抱えかつ扶養する身寄りがない者である。そこから小樽育成院に移る理由は、老齢や疾病の重症化により就労し他所に移る見込みが低く、長期逗留となる可能性が高いためであったことが推察される。

【事例1】

男性 ■入院年：昭和17年（当時 64歳）
■退院年：昭和18年（死亡）
■入院前の住所：小樽無料宿泊所

日雇い漁夫として道内を転々としていたところ、神経痛のため小樽病院に入院。その後小樽無料宿泊所で救護を受けていた。

【事例2】

女性 ■入院年：昭和17年（当時 64歳）
■退院年：昭和18年（死亡）
■入院前の住所：小樽無料宿泊所

小樽市内の娘夫婦宅に身を寄せていたが、娘一家は本人を残し出奔してしまった。本人困窮し、小樽市役所に救助を求め小樽無料宿泊所に収容。老衰のため入院。

【事例3】

女性 ■入院年：昭和17年（当時 70歳）
■退院年：昭和20年（死亡）
■入院前の住所：小樽無料宿泊所

留萌町にて出生。身体虚弱だったため中学卒業後、各地の温泉地にて保養していた。39歳の時結婚。夫とともに小樽にやってきた。夫は鳶職の日雇い。夫は昭和9年に日高方面に出稼ぎにでたまま戻らず自活することは難しかったため、昭和10年、小樽無料宿泊所に収容保護され

今日に至る。

◆救療機関（医療機関）

小樽市内には、「貧困者救療規定」（1923（大正12）年6月）に基づく救療機関が3施設設置されていた。その3施設とは、北海道社会事業協会小樽病院（1902（明治35）年設立）、済生会小樽診療所（1924（大正13）年設立）、小樽市総合衛生組合診療所（1931（昭和6）年設立）である⁽⁶⁾。これらの医療機関に入院後、扶養者がおらず小樽育成院に入院するケースが多く、入院後も必要に応じて市内の救療機関に通院するケースもみられた。

【事例1】

女性 ■入院年：昭和18年（当時 56歳）
■退院年：昭和18年（個人宅に再び奉公のため退院）
■収容前の住所：市内個人宅及び小樽市立診療所

市内個人宅にて女中奉公中、病となり小樽市立診療所に入院。回復したが扶養者がおらず、救護法に基づき入院に至る。

【事例2】

男性 ■入院年：昭和18年（当時 75歳）
■退院年：昭和18年
■入院前の住所：小樽市内個人宅（ただし、小樽市診療所に入院中）

昭和16年以降、小樽市診療所にて通院加療していたが、昭和18年、育成院に入院。その後も診療所に入退院をくりかえし、昭和18年11月に病気快方にむかったため退院。

【事例3】

男性 ■入院年：昭和18年（当時 56歳）
■退院年：昭和18年

■入院前の住所：空知郡個人宅（タコ部屋）

炭山工夫として働いていたが、負傷のため小樽市内の病院に入院。回復したものの、扶養者がおらず入院となる。全治、就労のために退院。

◆その他の道内社会事業施設

記録中には、道内の社会事業施設である「函館慈恵院」「札幌養老院」を経由して入院に至ったケースが複数みられた⁽⁷⁾。これらのケースは疾病等の理由で他施設に入院した後、一旦退院、退所し、小樽市に移動、その際に疾病、困窮などの理由により小樽育成院に入院となるケースであった。特に施設間の連絡調整のう え、入院に至ったという形跡は記録からは読み取れず、貧窮した病弱者が道内の他施設を転々としながら、移動していた状況がわかる。

【事例 1】

男性 ■入院年：昭和18年 9月（当時 不明）
■退院年：収容されて 7日後に無断退出
■入院前の住所：函館慈恵院

かねてから眼病を患っており、樺太からの引き揚げ後、眼病が再発。函館慈恵院に収容される。回復したため退院したが、その当日、汽車の中で再び目が見えなくなり、小樽市役所に保護を願い出て入院に至る。

【事例 2】

男性 ■入院年：昭和19年（当時 28歳）
■退院年：昭和19年（無断退出）
■入院前の住所：札幌養老院

札幌市内の洗濯工場にて就労、中風症になり札幌養老院に入院した。小樽に知人がおり訪ねたが（記録中、入院中が退院後かは不明）、知人は所在しておらず、本人自ら警察署におもむき保護となった。入院後、逃走し戻らず。その際

は警察にいたことが判明。改めて入院するが、翌日再逃亡。

【事例 3】

男性 ■入院年：昭和19年（当時 66歳）
■退院年：昭和20年（小樽市立診療院に入院後死亡）

■入院前の住所：函館市

函館にて漁夫として働いていたが、病気のため函館慈恵病院に入院。退院後宇賀浦町安宿に宿泊していたが、知人を訪ねたところ不明。警察署に願い出て入院に至った。

【事例 4】

女性 ■入院年：昭和15年（当時 76歳）
■退院年：昭和20年
■入院前の住所：小樽市

13歳の時、北海道に渡り、稚内、釧路、樺太方面を芸人として渡り歩いた。幌内で夫と料理屋を営むも、夫と死別。家財を一切売却して札幌に移住した。札幌で病気にかかり、貯金も底をつきかけたので知人を頼り小樽にやってきたが、知人の所在は不明。方面委員を介し、市に救護を申し出た。昭和20年に退院し札幌に引き上げ、その後札幌養老院に収容された。

②敗戦前後の「養老部」の状況

敗戦を迎える1945（昭和20）年前後は、社会情勢と同様、小樽育成院においても院長の度重なる交代などで施設経営が困難を極めた時期である。それまで老衰、疾病、貧困を主な理由としての入院だった状況が大きく変化し、敗戦前後の混乱の時期、これらの入院理由以外の困窮者を受け入れざるを得なかった状況をかいまることができる。

具体的には引揚者、母子、困窮理由を抱えた若年者などであるが、「精神消耗」「精神薄弱」

などの理由で入院に至るケースが1945(昭和20)年を境に多くみられるようになったのも、特徴の一つである。

【事例1】

男性 ■入院年：昭和20年（当時 46歳）
■退院年：昭和20年（1家7名で無断退出）

■入院前の住所：北見市

室蘭市にて日雇いとして働いていたが、事業が中止となり小樽にやってきた。木賃宿に1泊し、働き口を探したが見つからず、1家路頭に迷い育成院に1家7名入院することとなった。入院後1か月超で、1家7名無断退出。

【事例2】

女性 ■入院年：昭和19年（当時 推定19歳）
■退院年：昭和19年（外出から帰らず）
■入院前の住所：小樽郡

茨城県で家族農園の手伝いをしていたが、17歳の時、知人をたよって小樽にやってきた。しかし病気で働けなくなったため、警察に救護を申し出た。

【事例3】

男性 ■入院年：昭和19年（当時 52歳）
■退院年：昭和19年（札幌市へ）
■入院前の住所：函館市

20歳の時、旭川師団に入営。除隊後、室蘭、留萌、天塩などを転々とする。7年前、室蘭で鳶職として働いていた際、高所から転落し腰を折る。秋湯ノ川に湯治していたが湯が合わず、腰の痛みで仕事ができない（妻も知能が低いため就労ができず、一緒に入院した）。

【事例4】

男性 ■入院年：昭和20年4月（当時 49歳）

■退院年：昭和20年5月（小樽海〇石炭作業所に就職）

■入院前の住所：川崎市

川崎市内で就労していたが、空襲のため14歳の息子とともに健民課を通じ、疎開者として収容。

【事例5】

女性 ■入院年：昭和20年4月（当時 77歳）
■退院年：昭和20年5月
■入院前の住所：横浜市

健民課を通じて疎開者として収容（孫と思われる14歳男児の氏名も記載されている）。

【事例6】

女性 ■入院年：昭和19年11月（当時 40歳）及び昭和20年4月
■退院年：昭和20年1月（外出したまま帰らず廃止）
昭和20年5月（外出したまま帰らず廃止）
■入院前の住所：塩谷村

市内に夫と住んでいたが、夫が病気のため救護を受け北辰病院に入院。その後生活に困り、小樽駅を浮浪している時に巡査に発見され、小樽警察署を経由して7歳の息子とともに母子保護法に基づき収容した。（いったん、外出したまま戻らなかったため廃止となったが）昭和20年4月、小樽駅で放浪しているところを警察署にて市に引き渡され、再び収容（再び外出したまま戻らなかったため廃止となる）。

昭和20年11月、方面委員の紹介により息子とともに再々収容となるが、数日後、再び外出したまま戻らず。

【事例7】

女性 ■入院年：昭和19年（当時 28歳）

■退院年：昭和20年

■入院前の住所：石巻市

夫が網走刑務所に入所中で、生活困難のため警察署、市役所を経由して母子保護法に基づき入院に至る。長女（2歳）、長男（1歳）とともに入院。入院中、長男は死亡。

【事例8】

男性 ■入院年：昭和20年（当時 28歳）

■退院年：昭和20年

■入院前の住所：空欄

東京にて炊事夫として働いていたが、昭和20年札幌の鉾山に移った。小樽の知人を訪ねたが病気となり小樽診療所へ入院した。退院後、東京に戻る予定であったが連絡船の都合等で出立できず。小樽市役所に宿泊を願い出たことにより、収容に至る。数日後、東京に向けて出立した。

4. 考察

小樽市は、かつて道内の中核都市であったことに加え、1930（昭和5年）以降、失業応急事業として道路新設、舗装、上下水道新設工事を実施している（札幌、旭川も）⁽⁸⁾。交通、港湾、経済、産業の中核を担っていた小樽市は、多種多様な人々が流入する要素を十分に備えていたとともに、小樽育成院をはじめとする各種社会事業施設、医療機関も所在したことから、困窮した人々が救済を求め小樽市に行き着き、保護に至った状況が事例を通じ明らかになった。さらに戦中、戦後の混乱の時期には、働く場を求める人々の本州や道内他都市からの流入も加速していた。このような状況において、小樽育成院養老部は、関係施設や機関とのつながりをもちつつ、ある意味で保護救済の“最後の砦”として、老若男女を問わない、あらゆる生活困窮者の保護救済にあたっていた。そして、かつて

は「育児部を中心に家族的な処遇が目指されていた」⁽⁹⁾小樽育成院は、養老部の創設を契機として高齢者、児童の2本柱で救済事業を展開したことが、戦時下、さらには戦後の混乱期にあらゆる生活困窮者の受け皿となりえたのではないだろうか。家族的な処遇から、より多くの生活困窮者を救済するための役割を当時の小樽育成院が期待されていたとすれば、その役割を可能な限り果たし、養老施設へと変換をとげたといえよう。

本稿では、特に第二次世界大戦中、敗戦前後の時期にしぼった事例検討を行ったが、今後はそれ以降の小樽育成院の発展過程について資料分析を行い、道内の他施設との比較等を行いながら、さらに検討を進めていきたい。

【注】

- (1) 永井秀夫・大庭幸生編『北海道の百年 県民百年史1』山川出版社、1999年、55頁。
- (2) 三吉 明著『北海道社会事業史研究』敬文堂、1969年、130頁。
- (3) 濱田智恵美「小樽育成院育児部の入退院概要からの考察」明治学院大学社会学部附属研究所年報43号、2013年。
- (4) 小樽育成院『風雪に耐えて七十年』の記述より
- (5) 『小樽市社会事業概要』（昭和12年、小樽市社会課）には、小樽無料宿泊所の設立の経緯について「…当初ハ現所長藤田新太郎大正八年当時元小樽造船株式会社ノ人婦供給ヲ業トシ日々多数ノ人夫ヲ共有スルニ、市在住者ノミニテハ不足ヲ生ジ各地ヨリノ放浪者ヲモ取扱フニ至リ之等ノ者ハ就職前身ニ一錢ノ貯ヘナク宿泊スルニ所無キ實情ニ鑑ミ大ニ感ズル所アリ之ヲ自宅ニ宿泊セシメタルニ端ヲ發ス。」と記されている。
- (6) 前掲（2）、271頁。
- (7) 前掲（2）、261-262頁。

戦時体制下の老人保護施設として、社団法人函館慈恵院、財団法人札幌養老院、財団法人小樽育成院、財団法人釧路社会事業協会、室蘭養育院、旭川市立養老院、岩内救護院、余市養老院、帯広市救護院の9施設が存在した。

小樽育成院養老部に関する研究

- (8) 前掲(2), 267頁.
「昭和十年度には札幌・旭川・小樽各市では、
これら事業に延89,046人の失業応急事業が施行
された」とする。
- (9) 鳥羽美香「北海道における養老事業の展開と今
日の意義」文教学院大学人間学部研究紀要第15
巻1号, 2013年, 148頁.